

広報 浄化槽あいち

2012-1

NO.88



題字は桑原幹根元愛知県知事書 愛知県の花 かきつばた

発行 平成24年1月1日

謹んで新春の
お慶びを申し上げます

平成24年 元旦



社団法人
愛知県浄化槽協会



会 長 加 藤 鋭 吉
副会長 東 葛 上 良 男
副会長 葛 上 川 男
専務理事 吉 川 勉
理 事 木 村 辰 三
理 事 湯 浅 弘 一
理 事 関 谷 俊 征

理 事 中 島 敏 仁
理 事 児 玉 克 己
理 事 高 橋 野 政
理 事 浅 野 公 司
理 事 青 山 美 夫
理 事 黒 川 章 彦
理 事 阿 形 行 彦

理 事 永 野 卓 司
理 事 杉 本 由 夫
監 事 末 森 俊 夫
監 事 小 川 茂 夫
協 会 職 員 一 同

目 次

1. 新春のごあいさつ			
社団法人愛知県浄化槽協会	会 長	加 藤 鋭 吉	3
愛知県知事		大 村 秀 章	4
名古屋市長		河 村 た か し	5
豊田市長		鈴 木 公 平	6
愛知県建設部 建築担当局長		松 井 宏 夫	7
愛知県環境部長		西 川 洋 二	8
愛知県衛生事業協同組合	理事長	相 木 邦 昭	9
愛知県浄化槽保全協会	理事長	栗 田 道 秋	10
2. 行政連絡			
平成24年度浄化槽推進関係概算要求の概要			11~12
愛知県内新設住宅着工統計			13
平成22年度 愛知県内事務所別浄化槽基数一覧表			14~16
3. 会員の皆様へ			
ニッコー(株) 浄化王・浄化王χの維持管理について(お願い)			17~20
4. 協会だより			
建築総合展NAGOYA2011			21
「クリーン排水推進月間」及び「浄化槽強調月間」の催し			21
浄化槽フォーラム イン 蒲郡より			22
浄化槽法指定検査機関 東海北陸ブロック協議会研修会 開催			22
浄化槽法・下水道法等の一部改正する法律案について			23~28
協会会議等のこよみ			29

発 行

社団法人 愛知県浄化槽協会

事 務 局

〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31

TEL <052>481-7200 FAX <052>481-7207

法定検査部

名古屋業務所

〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31

TEL <052> 481-7160 FAX <052> 481-7163

豊田業務所

〒471-0064 豊田市梅坪町9-5-10

TEL <0565> 37-3360 FAX <0565> 37-3361

春日井業務所

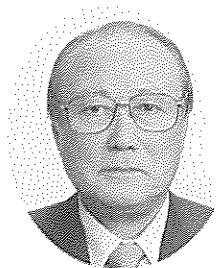
〒487-0024 春日井市大留町2-2-18

TEL <0568> 53-3721 FAX <0568> 53-3722

名古屋西業務所

〒452-0911 清須市西須ヶ口32-1

TEL <052> 618-6351 FAX <052> 618-6352



新春のご挨拶

社団法人 愛知県浄化槽協会
会長 加藤 鋭吉

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

皆様方におかれましては、新年の幕開けに様々な抱負をお持ちと思います。

去年は鳥インフルエンザの拡大で幕を開け、日本の長期国債格付けの格下げ、一般政府部門が初めて債務超過に、そして3月11日には東日本大震災が発生、その影響で福島第一原子力発電所での原子力事故、さらに、台風による災害などのほか、タイでの水害発生による大きな影響と、暗い話が沢山ございました。しかし、その中でも2011 FIFA女子ワールドカップドイツ大会でのサッカー日本女子代表の初優勝は大変明るい話題でした。

それでは、今年はと言いますと、2014年は「国連ESDの10年」の最終年に当たり、その締めくくり会合がこの愛知で開催されます。今年はそれに向けた年となり、昇り龍のごとくに明るい話題も待ち受けているところです。

さて、全国の人口は平成20年から減少傾向が始まっております。愛知県では2015年には既に減少が始まっており、その後も減少傾向が続くと推計されております。

また、地方財政が極めて厳しい状況下、地方公共団体は財政の健全化が喫緊の課題として求められており、浄化槽を取り巻く情勢は必ずしも安閑としておられる状況ではありません。さらに、今まさに浄化槽法等の新たな改正も議論されているところです。

浄化槽法の改正では、規制緩和等の時代趨勢の中でこれまでに県民への規制強化が図られ、さらに都道府県の維持管理に関する監督の強化も図られてまいりました。

今さら申し上げるまでもなく、浄化槽は、法定検査、保守点検及び清掃が一体となった維持管理が適正に行われて、所定の性能が発揮・維持され、家庭から側溝、河川、海へと流下する過程で自然の浄化能力も活用されて、環境や自然にやさしいものとなるものです。

こうした中、本協会は本年も一層浄化槽の市町村整備推進事業や法定検査の推進などに努力を傾注いたしてまいり所存ですので、関係各位の倍旧のご支援をお願い申し上げますとともに、皆様方のますますのご発展とご健勝を心からご祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。



新春を迎えて

愛知県知事
大村秀章

あけましておめでとうございます。

昨年は、東日本大震災という未曾有の国難や超円高による産業空洞化の危機等に直面し、日本全体が閉塞感に覆われた年でありました。

このような中、一日も早い復興を目指し、県民の皆様のご支援、ご協力のもと、被災地及び被災者への支援を行うとともに、日本の産業経済を支える愛知の責務として「愛知の元気なくして日本の復興なし」という決意をもって、中小企業支援を始めとする景気対策に全力で取り組んでまいりました。

新たな年には、こうした努力が実を結び、日本中に笑顔と元気を取り戻せるよう、さらなる取組を積み重ねていきたいと考えております。

このため、モノづくり産業の競争力強化に向け、航空宇宙、次世代自動車、新エネルギーといった新たな成長分野での産業振興や企業誘致に積極的に取り組むとともに、本年2月にオープンする「知の拠点」の「あいち産業科学技術総合センター」を活用し、県内企業の技術開発等を後押ししてまいります。

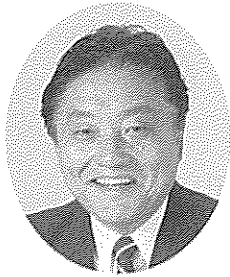
また、「あいちトリエンナーレ2013」や2014年の「国連ESDの10年最終年會合」に向けた準備を着実に進めるとともに、叡智を結集して、2027年のリニア中央新幹線開業を視野に入れた都市づくり、地域づくりに力を入れて取り組んでまいります。

さらに、農林水産業の振興やふるさとづくりを進めるほか、県民の皆様の安心・安全を確保するため、東海・東南海・南海の3連動地震に備え、防災対策を充実し、地域防災計画や地震対策アクションプラン等の見直しを進めるとともに、福祉、医療、健康等に関する施策を総合的に推進してまいります。

本年4月からは、いよいよ「東三河県庁」がスタートいたします。今後の愛知県全体のさらなる飛躍に向けた大きな柱と位置づけ、東三河の特性を生かした地域づくりを進めてまいります。

これらの取組を通じて、世界に誇れる産業力、経済力、文化力、地域力をさらに高め、「世界と闘える愛知・名古屋」の実現を目指してまいりたいと考えておりますので、県民の皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

平成二十四年元旦



住んで自慢になるナゴヤへ

名古屋市長
河村 たかし

あけましておめでとうございます。社団法人愛知県浄化槽協会の皆様には、健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

去年は、東日本大震災により、東北地方を中心に甚大な被害が発生しました。本市におきましては、災害発生直後から現地に職員を派遣し、いち早く復興支援に取り組んでまいりましたが、とりわけ、津波により市役所を含む市域の大半が壊滅的な被害を受けた岩手県陸前高田市に対しては、日本でも初の試みとなる、行政全般にわたる"丸ごと支援"など、市民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、様々な取組みを行っています。

また、本市においても、台風第15号により、家屋の浸水など様々な被害が発生しました。この対策として、早速、地元住民の皆様のご要望も踏まえ、排水施設や雨水貯留施設の整備をはじめ、必要な措置を取ることとしています。

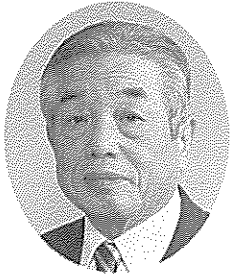
このように、去年は自然の脅威を目の当たりにした一方で、人と人との助け合いの重要性、市民の皆様の生活を守る基礎自治体の責務を改めて実感することとなりました。本市は、これからも「絆」を大切にし、引き続き被災地復興に向け支援をしていくとともに、市民の皆様が安心して暮らせるよう、きめ細かな防災対策や上下水道などのライフラインの整備に全力で取り組んでまいります。

こうした災害に強いまちづくりを進める一方で、市民の方が大いに楽しみ、また、市外から多くの方が名古屋を訪れ、さらには住んでいただけるよう、都市の魅力を磨いていかねばなりません。昨今、歴史やB級グルメが全国的な関心を集めていますが、本市においても、名古屋城を中心として活躍する「名古屋おもてなし武将隊」が人気を博し、戦国武将ブームを牽引しており、また、去年は手羽先や味噌カツなどいわゆる「なごやめし」をテーマとしたイベントが多くの人で賑わいました。

今年、市内の資源をさらに活かし、名古屋城地区での「世界の金シャチ横丁（仮称）」構想の推進や、名古屋テレビ塔を中心とした栄地区の魅力向上、歴史的建造物の保存活用、熱田神宮周辺の活性化などを通じて、市民の皆様が誇りを持てるまち、住んで自慢になるまちナゴヤをつくっていきたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願いたします。

平成24年元旦



新年のごあいさつ

豊田市長
鈴木公平

さわやかな平成24年の新春を迎え、皆様と共に新しい年のまちづくりをスタートできますことを謹んでお喜び申し上げます。

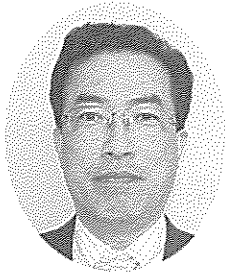
昨年、わが国は東日本大震災という未曾有の大災害を経験しました。東北地方をはじめ甚大な被害が発生した地域の日も早い復興を願わずにはられません。また、震災は本市の市民生活にも多大な影響を及ぼし、その爪あとは未だ様々な分野に色濃く残っております。この記憶を風化させることなく、そこで得た教訓を市防災計画にしっかり反映させて、地域防災に取り組むことが私たちの責務と考えています。

さて、本市を取り巻く社会経済情勢は、依然として厳しい状況が続くものと予想されています。とりわけ円高や世界経済の動向がもたらす本市の産業・経済への影響は予断を許しません。そのため、市政経営にあたっては、自立した地域社会の実現を目指して策定した豊田市中期経営方針に基づき、施策の重点化や支出の最適化をはじめとする財政運営の取組などにより的確に対応してまいります。

また、本市の将来を見据えた「環境モデル都市」の取組では、震災を契機にその必要性がさらに高まった低炭素社会システム構築のために「次世代エネルギー・社会システム実証プロジェクト」の推進を加速するとともに、交通とエネルギーを軸に新たな産業の創出に向け歩を進めてまいります。

今後も、活力ある都市として持続的に発展していくために、第7次豊田市総合計画の将来都市像「人が輝き 環境にやさしく 躍進するまち・とよた」の実現に向けて一層邁進してまいります。

愛知県浄化槽協会会員の皆様には、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴協会のますますのご発展と会員各位のご健勝、ご多幸を祈念し、新年のごあいさつといたします。



新年のご挨拶

愛知県建設部 建築担当局長
松井 宏夫

あけましておめでとうございます

愛知県浄化槽協会におかれましては、長年にわたり、浄化槽の適正な施工や技術の向上などに努められ、県民の生活環境の向上に大きく貢献されてこられました。また、本県の建築・住宅行政の推進にあたりましても格別のご支援・ご協力を賜っております。深く敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

愛知県では、県民、事業者及び行政が、公平かつ適切な役割分担のもとに、生活排水による水質汚濁の防止を総合的かつ計画的に実施し、生活雑排水を処理する合併処理浄化槽への転換を推進するなかで、水環境の改善に努めております。

今後とも、浄化槽の適正な維持管理を実施するとともに、合併処理浄化槽への転換による県内の水環境の改善に一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

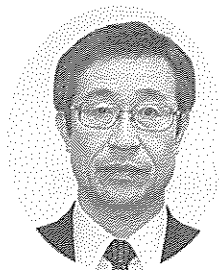
さて、平成20年12月に公益法人改革関連法が施行され、新しい公益法人制度が始まりました。

貴協会は創立以来、浄化槽の普及や技術の向上における数々の活動において、県内の水環境の改善に深く関わっていただき、この新制度下でも県民の公衆衛生・水環境の向上に繋がる公益性の高いものとして認められるものと期待しております。

貴協会が、いままで以上に水環境改善に努めていただき、県民の生活環境を共に守るパートナーとして、ご協力していただけることをお願い申し上げます。

最後に貴協会のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝を心からお祈り申し上げます。わたくしからの新年のご挨拶といたします。

新年のごあいさつ



愛知県環境部長

西川 洋二

皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。旧年中は本県環境行政の推進に多大な御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

昨年は、東日本大震災という未曾有の国難に直面し、環境面においても様々な影響が課題となった大変な年でありました。新たな年には、関係者各位の努力が実を結び、震災からの復興が一日も早く進みますよう心から願っております。

さて、愛知県では、2005年の愛知万博、2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）と国際的な成果を積み重ねつつ、環境先進県を目指して、水環境を始めとする豊かな環境づくりに取り組んでまいりました。

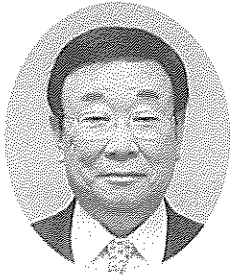
そして、次の新たな目標となる「国連 ESD（持続可能な開発のための教育）の10年」総括会合が、ユネスコの主催により2014年に愛知・名古屋で開催されること昨年決定いたしました。これを契機に、更なる環境愛知のステップアップを目指してまいりたいと考えておりますので、COP10と同様に格別の御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

ESDが目指す持続可能な社会を築き上げていくためには、豊かな生命を育み、また資源として産業や経済を支えている水環境がますます重要になってまいります。近年の県内の公共用水域における水質の状況を見ても、改善傾向がみられているものの、依然として生活排水が水質汚濁の主要な原因の一つとなっております。

このため、本県では、生活排水対策の主要施策として浄化槽の普及促進に努めておりますが、浄化槽の機能は適切な維持管理があつて初めて発揮されるものでありますので、貴協会及び会員の皆様方におかれましては、どうか今後とも一層の御尽力を賜りますようお願いいたします。

年頭に当たりまして、貴協会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝・御多幸を祈念いたしまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

新年のご挨拶



愛知県衛生事業協同組合
理事長 相木 邦 昭

社団法人愛知県浄化槽協会の皆様方には、健やかに新春をお迎えになられたことと、心よりお慶び申し上げます。

また、日頃から当組合の事業の推進に対しまして格別のご協力とご指導を賜り心より御礼申し上げます。

昨年3月、わが国は国難とも言える東日本大震災に見舞われ、東北地方では今なお飛散した放射能の除染や膨大ながれきの処理に苦しんでいる状況にあります。

また、昨年はヨーロッパの金融不安に端を発した急激な円高や雇用不安の増大など経済的にも社会的にも多くの課題に直面し、今も厳しい状況が続いております。私ども一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業の業界におきましても、景気の低迷、仕事量の減少、さらに自治体の財政難により極めて厳しい局面におかれております。

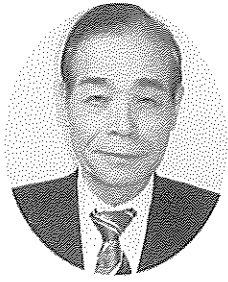
こうした状況ではありますが、新しい年を迎え、今年こそ、経済が安定し、災害のない穏やかな年であってほしいと切に願っているところでございます。

ご承知のとおり、浄化槽は近年の法制度の充実、技術開発による小型合併処理浄化槽の実用化などによりまして、公共下水道と同様に恒久施設として評価されるようになりました。一方で、単独浄化槽の転換、11条検査の受検率向上など浄化槽を取り巻く様々な課題もございますが、浄化槽の果たす役割は今後ますます大きくなるとともに、それに併せて、施工や維持管理の重要性が増してくるものと考えております。

私どもといたしましては、愛知県浄化槽協会の皆様方の更なる発展をご期待するとともに、より一層、一般廃棄物の適正処理等に努め、地域住民が安心して、清潔かつ快適な生活を営むことができるよう、日々邁進していく所存です。

本年も、貴協会の更なるご支援とご協力をお願い申し上げますとともに、貴協会の会員各位のご健勝を心より祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

平成24年 元旦



新年のごあいさつ

愛知県浄化槽保全協会
理事長 栗田道秋

あけましておめでとうございます。

輝かしい新春を迎え、社団法人 愛知県浄化槽協会の皆様方には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃は、当協会事業にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年3月、原子力発電所を含む東日本一帯に激甚な被害をもたらした大震災も、復興に向けようやくその緒についた矢先に、タイでは、大洪水が発生し、日系企業も立地する工業団地が水没するなど大きな被害をもたらしました。

また、ヨーロッパでは、ギリシャの財政危機に端を発した信用不安が生じ、さらには、環太平洋連携協定(T P P)にかかる議論などグローバルで、変化の激しい要因が多く、我が国経済の将来展望は、益々描きがたい状況にあるといわれています。

しかしながら、東日本大震災については、一刻も早くその復興を図らなければなりません。

私共も、業界あげて積極的な協力・支援を行っているところであります。

ところで、伊勢湾・三河湾の水質汚濁は、とりわけ、生活排水による汚濁の割合が大きいといわれています。

幸い、私共は、この生活排水に関わる「浄化槽保守点検」という浄化槽の維持管理業務の一端を担っていますことから、技術の研鑽に努め、適正な保守点検業務を行うことにより、健全な水環境・水循環の保全・再生に寄与して参りたいと存じます。

このため、保守点検に係る新技術や効率的・効果的な技術の研修、さらには、安価で良質な物品の提供等に力を入れ、関係行政機関、関係団体、諸先生方のご指導やご支援を頂きながら、更なる協会の発展に努めて参りたいと存じます。

今後とも、関係各位の倍旧のご支援をお願いするとともに、貴協会の益々のご発展と会員各位の御健勝、ご多幸を心から祈念申し上げまして新年のご挨拶とさせていただきます。

平成24年度浄化槽推進関係概算要求の概要

1. 健全な水循環に資する浄化槽の整備促進

汚水処理施設の効率的・効果的な整備を図るとともに、循環型社会の形成を推進するため、健全な水循環に資する浄化槽整備の一層の促進に必要な予算を計上。

○ 循環型社会形成推進交付金 11,580百万円

・市町村の自主性と創意工夫を活かしながら浄化槽の整備を推進するための予算。

浄化槽整備事業の内訳

【単位:百万円】

	平成23年度 予算額	平成24年度 要求額	対前年度比 %
循環型社会形成推進交付金	(10,969)	(12,086)	(110.2)
※(うち復旧・復興枠)	10,527	11,580	110.0
		(1,905)	

注:上段()は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

※ 上記の他、内閣府に地域再生基盤強化交付金(汚水処理施設整備交付金)を計上
総額712億円の内数

・地域再生計画に基づいて、環境省、農林水産省、国土交通省所管の汚水処理施設の整備を効率的に行うための、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な予算。

2. 国の支援措置の充実・強化のための助成制度の見直し

新○ 災害に強い浄化槽の施設整備

災害発生といった緊急時に雨水や処理水を利用できるものや、自家発電機等の併設により停電時の電源を確保できる災害に強い浄化槽を広く整備する。

新○ 復興地域における浄化槽の集中導入事業

東日本大震災で被害のあった地域において、海岸部からの移転・集住など、市町村における今後の街づくりの中でし尿や生活排水を効率的に処理するための浄化槽を整備していく地域を選定し、手厚い財政支援により効果的かつ迅速にその集中導入を図る。

改○ 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の延長

22年度、23年度に実施してきた低炭素社会型浄化槽整備推進事業について、日本における温室効果ガスの削減目標達成のための浄化槽分野におけるCO₂削減対策の促進を図るため、制度を延長する。

改○ 複数戸整備浄化槽の助成要件の緩和

浄化槽の効率的な運用を図り各戸での費用負担の軽減による設置・転換を進めるため、隣接する複数戸での浄化槽整備につき、現在地形等の特殊状況による場合のみ認めているが、10戸未満を処理対象とする場合で浄化槽の処理能力に応じて適切な使用が行われると認められる場合も、複数戸に1基の整備を助成対象とする。

〈復旧・復興枠〉

新○ 東日本大震災により被害のあった地域における、個人設置型浄化槽の迅速な整備

1,905百万円

東日本大震災により被害のあった地域における、個人設置型浄化槽の迅速な整備について財政支援を行い、被災地の生活排水対策の早期回復を図る。

3. 浄化槽整備等のための支援強化

改○ 浄化槽整備区域設定支援事業費

16百万円

我が国の汚水処理施設の未普及人口の解消を図るため、市町村による積極的な浄化槽整備区域の設定を支援し、浄化槽の整備促進を図る。具体的には、今後浄化槽整備の事業計画を策定しようとしている自治体に対する支援ツールを策定し、提供していく。

新○ 浄化槽有効利用・技術開発調査検討費

10百万円

被災地に導入されている浄化槽について、資源の有効利用の観点から再使用や再資源化に関する技術的検討を行う。また、今回の震災での破損状況を踏まえ、地震・津波等の災害に耐える浄化槽について、技術的観点からの調査を行う。

○ し尿処理システム国際普及推進事業費

16百万円

国連ミレニアム開発目標に掲げられた国際的な衛生問題の解決のため、国際ネットワークを活用し我が国の分散型処理システムの海外への導入可能性について調査する。

また、し尿処理に関する現地調査及び技術移転に関する検討を行い、我が国のし尿処理技術の普及に向けた一層の取組を展開する。

愛知県内新設住宅着工統計

区 分	平成23年4～9月分			平成22年4～9月分	
	戸数	前年同期増減(Δ)比	構成比	戸数	
	戸	%	%	戸	
新 設 住 宅 計	29,050	5.1	-	27,651	
利 用 持 家	11,805	0.2	40.6	11,784	
関 貸 家	9,308	△ 2.4	32.0	9,534	
係 給 与 住 宅	320	44.8	1.1	221	
別 分 譲 住 宅	7,617	24.6	26.2	6,112	
資 金 別	民 間 資 金	24,250	3.9	83.5	23,331
	公 的 資 金	4,800	11.1	16.5	4,320
	公 営 住 宅	49	△ 84.0	0.2	307
	機 構 融 資	2,228	26.2	7.7	1,766
	都 市 機 構	106	-	0.4	0
	そ の 他	2,417	7.6	8.3	2,247
建 方 別	合 計	20,710	9.6	71.3	18,888
	一 戸 建 ・ 長 屋 建	8,340	△ 4.8	28.7	8,763
	共 同 建	4,277	23.9	14.7	3,452
	貸 家	5,031	△ 17.3	17.3	6,082
	一 戸 建 ・ 長 屋 建	4,612	26.5	15.9	3,646
	分 譲 住 宅	3,005	21.9	10.3	2,466
構 造 別	木 造	16,591	8.8	57.1	15,249
	非 木 造	12,459	0.5	42.9	12,402
	鉄 骨 ・ 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	92	119.0	0.3	42
	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	6,063	0.8	20.9	6,017
	鉄 骨 造	6,280	△ 0.6	21.6	6,319
	コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 造	1	-	0.0	0
	そ の 他	23	△ 4.2	0.1	24
プ レ ハ ブ 住 宅	5,762	11.8	19.8	5,155	

平成22年度 事務所別浄化槽基数一覧表

事務所	市町村	単独	合併	計	
尾張	一宮市	33,648	14,270	47,918	
	瀬戸市	15,460	4,173	19,633	
	春日井市	21,806	8,271	30,077	
	犬山市	5,078	1,887	6,965	
	江南市	11,610	5,738	17,348	
	小牧市	11,400	3,130	14,530	
	稲沢市	15,168	5,765	20,933	
	尾張旭市	8,971	2,193	11,164	
	岩倉市	4,452	1,324	5,776	
	豊明市	1,986	863	2,849	
	日進市	3,626	2,486	6,112	
	清須市	9,146	4,730	13,876	
	北名古屋	10,469	5,350	15,819	
	東郷町	3,542	938	4,480	
	長久手町	4,057	895	4,952	
	豊山町	1,916	914	2,830	
	大口町	1,676	604	2,280	
	扶桑町	3,874	2,188	6,062	
	計	167,885	65,719	233,604	
	海部	津島市	9,352	3,723	13,075
愛西市		7,977	3,501	11,478	
弥富市		6,676	2,623	9,299	
あま市		14,796	5,870	20,666	
大治町		4,316	1,883	6,199	
蟹江町		3,898	1,863	5,761	
飛島村		623	317	940	
計		47,638	19,780	67,418	
知多		半田市	14,311	1,970	16,281
		常滑市	8,345	2,378	10,723
	東海市	6,326	2,987	9,313	
	大府市	3,606	1,670	5,276	
	知多市	2,196	351	2,547	
	阿久比町	2,709	688	3,397	
	東浦町	4,212	1,651	5,863	
	南知多町	3,050	866	3,916	
	美浜町	4,794	1,467	6,261	
	武豊町	3,928	1,149	5,077	
	計	53,477	15,177	68,654	
	西三河	碧南市	8,094	2,224	10,318
		刈谷市	12,507	3,017	15,524
安城市		10,433	4,705	15,138	
西尾市		11,353	3,350	14,703	
知立市		7,268	2,621	9,889	
高浜市		5,169	1,890	7,059	
一色町		3,131	936	4,067	
吉良町		2,136	640	2,776	
幡豆町		627	192	819	
幸田町		1,190	416	1,606	
計		61,908	19,991	81,899	
豊田加茂		みよし市	1,271	282	1,553
		計	1,271	282	1,553
新城設楽		新城市	5,401	3,197	8,598
	設楽町	761	419	1,180	
	東栄町	270	219	489	
	豊根村	157	296	453	
	計	6,589	4,131	10,720	
東三河	豊川市	10,933	5,086	16,019	
	蒲郡市	2,137	1,433	3,570	
	田原市	3,929	881	4,810	
	計	16,999	7,400	24,399	
愛知県 所管分	合計	355,767	132,480	488,247	
保健所 設置市	名古屋市	7,363	1,842	9,205	
	豊橋市	19,087	10,094	29,181	
	岡崎市	22,583	7,206	29,789	
	豊田市	25,880	17,064	42,944	
	計	74,913	36,206	111,119	
県内総合計		430,680	168,686	599,366	
		(71.9%)	(28.1%)		

平成22年度 事務所別新設浄化槽基数一覧表

事務所	市町村	単独	合併	計	
尾張	一宮市	0	981	981	
	瀬戸市	0	270	270	
	春日井市	0	503	503	
	犬山市	0	112	112	
	江南市	0	455	455	
	小牧市	0	175	175	
	稲沢市	0	438	438	
	尾張旭市	0	154	154	
	岩倉市	0	107	107	
	豊明市	0	62	62	
	日進市	0	206	206	
	清須市	0	329	329	
	北名古屋	0	359	359	
	東郷町	0	63	63	
	長久手町	0	32	32	
	豊山町	0	58	58	
	大口町	0	24	24	
	扶桑町	0	106	106	
	計	0	4,334	4,334	
	海部	津島市	0	198	198
愛西市		0	157	157	
弥富市		0	131	131	
あま市		0	314	314	
大治町		0	140	140	
蟹江町		0	90	90	
飛島村		0	12	12	
計		0	1,042	1,042	
知多		半田市	0	81	81
		常滑市	0	130	130
	東海市	0	170	170	
	大府市	0	119	119	
	知多市	0	17	17	
	阿久比町	0	53	53	
	東浦町	0	69	69	
	南知多町	0	61	61	
	美浜町	0	110	110	
	武豊町	0	64	64	
	計	0	874	874	
	西三河	碧南市	0	128	128
		刈谷市	0	77	77
安城市		0	288	288	
西尾市		0	221	221	
知立市		0	175	175	
高浜市		0	110	110	
一色町		0	74	74	
吉良町		0	35	35	
幡豆町		0	4	4	
幸田町		0	4	4	
計		0	1,116	1,116	
豊田加茂		みよし市	0	7	7
計		0	7	7	
新城設楽		新城市	0	169	169
		設楽町	0	32	32
		東栄町	0	3	3
		豊根村	0	11	11
	計	0	215	215	
東三河	豊川市	0	137	137	
	蒲郡市	0	79	79	
	田原市	0	23	23	
	計	0	239	239	
愛知県 所管分	合計	0	7,827	7,827	
保健所 設置市	名古屋市	0	82	82	
	豊橋市	0	538	538	
	岡崎市	0	257	257	
	豊田市	0	597	597	
	計	0	1,474	1,474	
県内総合計		0	9,301	9,301	
		(0.0%)	(100.0%)		

平成22年度 事務所別廃止浄化槽基数一覧表

事務所	市町村	単独	合併	計	
尾張	一宮市	185	27	212	
	瀬戸市	5	5	10	
	春日井市	478	11	489	
	犬山市	6	3	9	
	江南市	133	16	149	
	小牧市	12	4	16	
	稲沢市	192	29	221	
	尾張旭市	112	22	134	
	岩倉市	109	14	123	
	豊明市	39	2	41	
	日進市	131	8	139	
	清須市	5	0	5	
	北名古屋	57	27	84	
	東郷町	182	62	244	
	長久手町	4	6	10	
	豊山町	106	26	132	
	大口町	170	23	193	
	扶桑町	1	0	1	
	計	1,927	285	2,212	
	海部	津島市	22	12	34
愛西市		378	89	467	
弥富市		126	26	152	
あま市		286	52	338	
大治町		37	12	49	
蟹江町		5	1	6	
飛島村		3	2	5	
計		857	194	1,051	
知多		半田市	567	3	570
		常滑市	15	0	15
	東海市	433	5	438	
	大府市	300	5	305	
	知多市	6	0	6	
	阿久比町	100	0	100	
	東浦町	161	0	161	
	南知多町	0	0	0	
	美浜町	0	0	0	
	武豊町	3	0	3	
	計	1,585	13	1,598	
	西三河	碧南市	221	22	243
		刈谷市	206	43	249
安城市		526	91	617	
西尾市		455	130	585	
知立市		96	26	122	
高浜市		74	10	84	
一色町		91	20	111	
吉良町		225	77	302	
幡豆町		128	25	153	
幸田町		0	5	5	
計		2,022	449	2,471	
豊田加茂		みよし市	50	10	60
		計	50	10	60
新城設楽	新城市	5	2	7	
	設楽町	0	0	0	
	東栄町	1	1	2	
	豊根村	0	0	0	
	計	6	3	9	
東三河	豊川市	235	93	328	
	蒲郡市	5	5	10	
	田原市	65	12	77	
	計	305	110	415	
愛知県 所管分	合計	6,752	1,064	7,816	
保健所 設置市	名古屋市	59	31	90	
	豊橋市	581	94	675	
	岡崎市	1,202	438	1,640	
	豊田市	642	324	966	
	計	2,484	887	3,371	
県内総合計		9,236 (82.6%)	1,951 (17.4%)	11,187	

会員の皆様へ

社団法人 愛知県浄化槽協会

ニッコー(株) 浄化王・浄化王 λ の維持管理について(お願い)

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の運営につきまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当協会会員であるニッコー株式会社より同社浄化槽の「浄化王」並びに「浄化王 λ 」において、一部に生物ろ過槽の閉塞が確認されており、この閉塞を未然に防止するために、日常の保守点検業務の中で留意し実行していただくことのお願いがありました。

なお、内容等につきまして、ご不明な点があれば下記へお問い合わせください。

お問い合わせ窓口

フリーダイヤル 0120-862-501 9:00～17:00(土日祝日を除く)

カスタマーサービス課 戸波(トナミ)・大船(オオツキ)

営業窓口

ニッコー株式会社 名古屋営業所

052-959-2390

浄化槽維持管理会社各位

日頃は浄化槽の適正運転維持に向けた保守点検業務に多大なるご尽力を頂き、心より感謝申し上げます。
 さて、弊社合併浄化槽「浄化王」並びに「浄化王χ」におきましては、一部に生物ろ過槽の閉塞が確認されております。この生物ろ過槽の閉塞を未然に防止するためには、日常の保守点検業務の中で下記の3つの項目を励行して頂くことが大変重要となりますので、今後ともご協力の程よろしくお願い申し上げます。

■ 浄化王・浄化王χの性能維持のために!! ■

1) 生物ろ過槽の逆洗

①自動逆洗回数の増加

工場出荷時、自動逆洗のタイマー設定は2回/日、或いは3回/日（平成23年3月～）となっています。
 実使用人員が多い、或いは使用水量が多い場合などは、維持管理要領書に記載の手順にて自動逆洗回数を5回/日として下さい。
 以下に逆洗回数の設定例を示します。

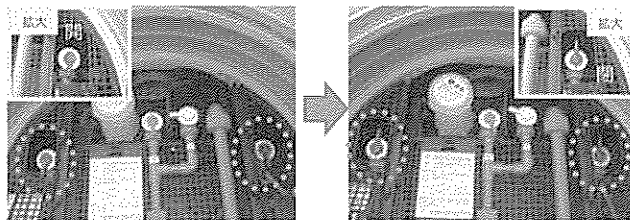
逆洗回数		プロワOFF時刻	プロワON時刻
2回/日（旧標準）	1回目	午前2：00	午前2：15
	2回目	午前3：00	午前3：15
3回/日（標準）	1回目	午前2：00	午前2：15
	2回目	午前2：45	午前3：15
	3回目	午前3：30	午前3：45
5回/日	1回目	午前1：30	午前1：45
	2回目	午前2：00	午前2：15
	3回目	午前2：45	午前3：00
	4回目	午前3：30	午前3：45
	5回目	午前4：00	午前4：15

※補足 例えば、逆洗回数を5回/日に増やす場合、既に設定されている標準3回/日の時刻は変更せず、4回目、5回目の設定には表中の下線時刻を入力します。

②手動逆洗の励行

【手順】

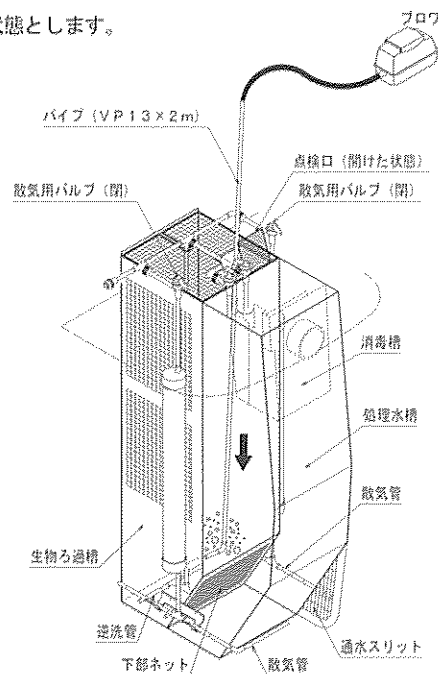
1) 2つの散気用バルブを両方とも「閉」の状態とし、生物ろ過槽を逆洗状態とします。



《バルブ操作前》

《バルブ操作後》

2) 生物ろ過槽上部の担体流出防止ネットの点検口を開いて、別途、プロワとエア供給用配管（VP13×2m程度）をご用意頂き、エアーを吹き出しながら右図のようなかたちで生物ろ過槽内に挿入していき、槽内及び下部ネットを十分に洗浄して下さい。このようにして、汚泥や油脂等で固着した担体をほぐし、展開できる状態とします。

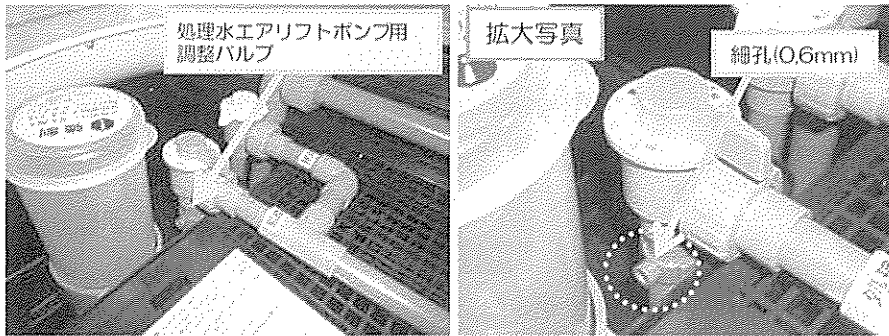


★ご使用者様がご在宅の場合は、逆洗実施後30分程度の間、水のご使用を控えて頂くようお願いするか、または槽内水が放流されないよう処理水エアリフトポンプのバルブ開度を0%として下さい。

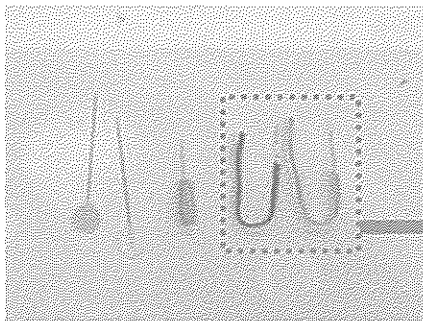
2) 細孔 (φ0.6) の掃除

浄化王及び浄化王χは、構造上、処理水エアリフトポンプ用調整バルブの下部にエアー逃がし用の細孔 (φ0.6mm) を設けています。保守点検時には、針等を使って必ず細孔を掃除して下さい。

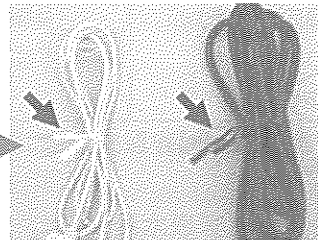
《細孔の場所：処理水エアリフトポンプ用調整バルブ (ハンドル色：グレー) の下に開けてあります》



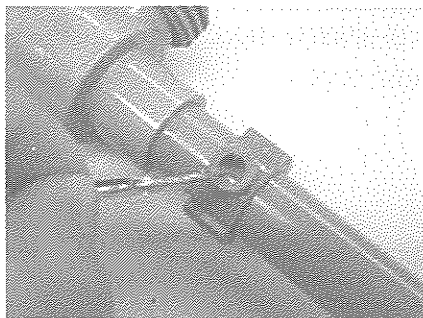
《用意するもの：φ0.6mm以下の針金》



【例】まち針、シャープペンの針、ビニールで被覆された針金



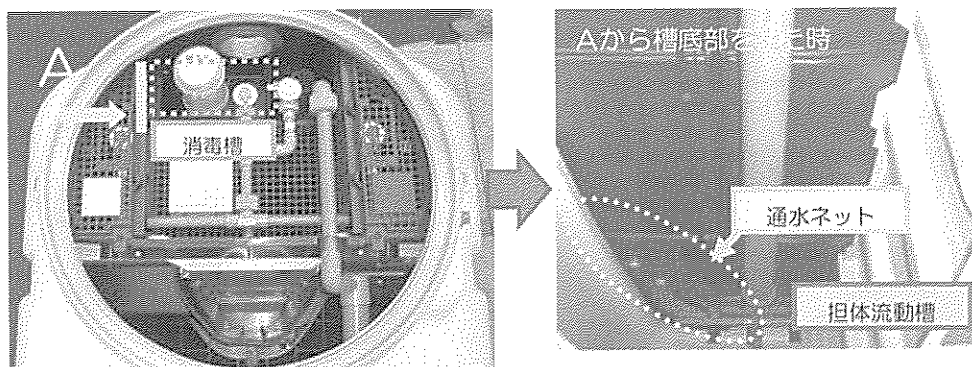
《細孔の掃除の仕方》



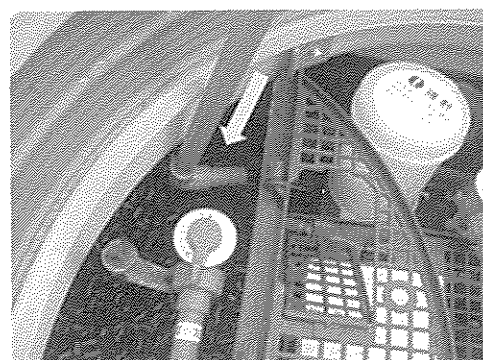
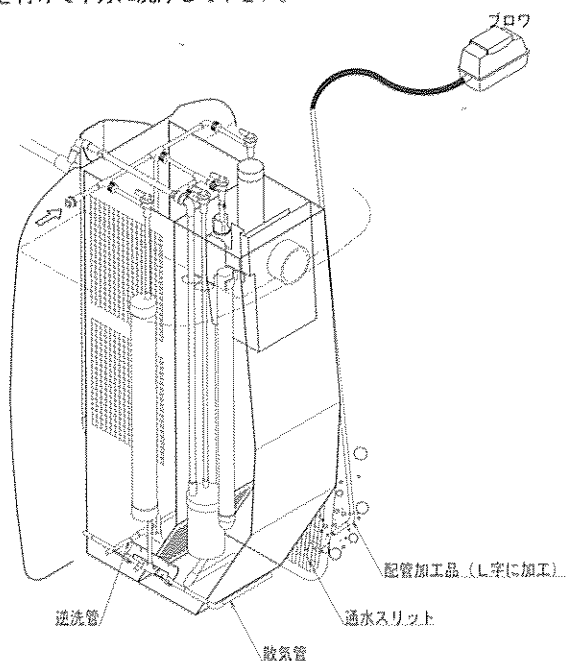
針金をφ0.6mmの細孔に差し込み、出し入れしながら、掃除を行います。

3) 通水スリットの洗浄

流入側から放流側に向かって左手の担体流動槽には、槽内の担体が向かって右手の担体流動槽内に移動するのを防止するための通水スリットが取り付けられています。(下写真参照)



別途、ブロウとエア供給用配管 (VP13×2m程度) をご用意頂き、下図のようなかたちで通水スリット部にエアを吹き付けて十分に洗浄して下さい。



▲エア供給配管を挿入しているところ

■お問い合わせ窓口

フリーダイヤル 0120-862-501 9:00 ~ 17:00 (土日祝日を除く)

担当: カスタマーサービス課 戸波(トナミ)・大拙(オオツキ)

※ご希望があれば本作業の詳細についてのマニュアル(CD-R)をお送りします

■営業窓口

ニッコー株式会社 名古屋営業所

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-10 住友商事名古屋丸の内ビル 1F

TEL 052-959-2390 FAX 052-959-2391

HP <http://www.nikko-company.co.jp/>

～協会だより～

建築総合展NAGOYA2011

期 間 平成23年10月13日(木)から10月15日(土) 3日間
会 場 吹上ホール(名古屋中小企業振興会館)
入場者数 27,100名(3日間合計)

今回は100社・団体が150小間にわたり出展し、「建築がひらく・夢・未来」をテーマに、地震や環境、資源保護といった時代のトレンドを先取りした新建材や次世代エネルギーの住設機器、インテリア・エクステリア製品などを展示・紹介。

3月11日の大震災以降、企業や個人の建築・住宅に対する考え方も大きく変化してきている中、出展企業各社とも事業環境の変化を見据え、省エネ・耐震性などをテーマに新たな提案に力を入れていた。

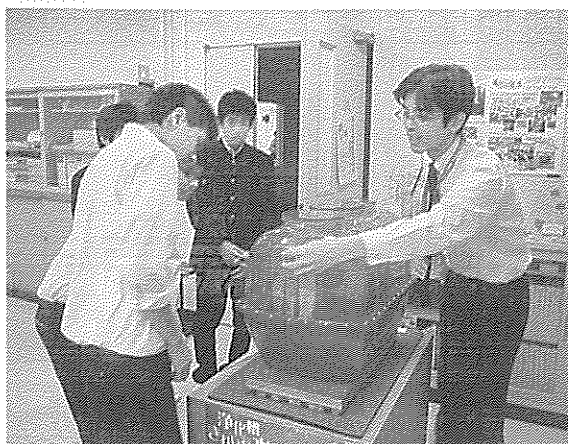
会場は、地域材の魅力を紹介するコーナー、次世代エネルギー住設機器展コーナー、建材・部材関連ゾーン、インテリア・内装関連ゾーン、エクステリア・緑化関連ゾーン、セキュリティ関連ゾーン、設備・システム関連ゾーン、設計・工事・メンテナンス関連ゾーン、業務支援・サイングラフィックス関連ゾーン、行政・その他関連ゾーンに分けられ、それぞれのテーマに基づいた展示がなされていた。

当協会においても現物小型合併処理浄化槽カットモデルを展示し実際の大きさ及び構造並びに材質を参加者に確認いただき、浄化槽の仕組みなどを理解していただくのに役立った。

また、水環境の保全に努めるよう、水を汚さないための工夫や汚れた水をきれいにするための恒久的な施設としての浄化槽の重要性等についてPRするとともに、ほかの質問とあわせて対応した。



「クリーン排水推進月間」及び「浄化槽強調月間」の催し



平成23年10月、あいち環境学習プラザで開催された愛知県主催の「クリーン排水推進月間」及び「浄化槽強調月間」の催しに当協会所有の小型合併処理浄化槽のモデルが展示され、学童・生徒の環境学習に活用されるなど大変好評を得ました。

浄化槽フォーラム イン 蒲郡より

平成 23 年 10 月 14 日蒲郡市にて愛知県合併処理浄化槽普及促進協議会の主催により「浄化槽フォーラム」が開催され、自治体・保守点検・清掃・工事の関係業者ら延べ 215 名が出席した。当協会も独自に展示ブースを設け、合併処理浄化槽への転換、法定検査の受検、市町村整備推進事業等のチラシ等を配布し啓発に努めました。



平成 23 年度 浄化槽法指定検査機関 東海北陸ブロック協議会研修会 開催

平成 23 年 11 月 10 日(木)・11 日(金)、知多郡南知多町の内海商工会館にて「浄化槽法指定検査機関 東海北陸ブロック協議会研修会」が開催され、東海・北陸の 7 県、9 指定検査機関 44 名が参加した。初日は開会挨拶に続いて、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 浄化槽推進室 天野 聡指導普及係長による「浄化槽行政について」また、豊橋技術科学大学 北尾高嶺名誉教授による「浄化槽と下水道の公共水域水質保全能力について」をテーマに講演が行われました。翌 11 日にはフジクリーン工業・大栄産業・ハウステックの各社に協力をいただき、各メーカー最新機種 of 浄化槽について法定検査の面からの留意点等について講習会を実施しました。



浄化槽法・下水道法等の一部改正する法律案について

民主党の生活排水適正処理推進PTは下水道区域内の浄化槽の接続免除について下水道法第10条等を改正するに伴い、都道府県に接続免除となる浄化槽の維持管理が適正かつ確実に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする等浄化槽法等の一部を改正する法律案をまとめました。このPTがまとめた法律案を参考として掲載します。

浄化槽法・下水道法等の改正案

下水道法の改正前	下水道法の改正(案)
<p>(排水設備の設置等)</p> <p>第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、水の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けたる場合においてはこの限りでない。</p> <p>一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者</p> <p>二 建築物の敷地でない土地(なかに規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者</p> <p>三 道路(道路法(昭和二十七年法律第百八号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者</p> <p>2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その消却その他の維持は、当該土地の占有者(前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者)が行うものとする。</p> <p>3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十九号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはこれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。</p>	<p>第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者(次項に規定する排水区域内の土地の所有者等)は、遅滞なく、水の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、その土地の汚水を浄化槽(浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第三十一条第一項に規定する浄化槽をいう。以下同じ。)で処理している場合(同法の規定その他の事由により公衆用水域の水質の保全及び公衆衛生の維持に必要不可欠な場合として政令で定める場合を除く。)における当該汚水に係る排水設備については、この限りではない。</p> <p>一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者</p> <p>二 建築物の敷地でない土地(なかに規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者</p> <p>三 道路(道路法(昭和二十七年法律第百八号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者</p> <p>2 排水区域内の土地の所有者等は、前項ただし書に規定する場合には、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けたる場合においては、同項本文の規定にかかわらず、排水設備を設置しないことができる。</p> <p>3 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定により、これを設置すべき者が行うものとし、その消却その他の維持は、当該土地の占有者(同項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者)が行うものとする。</p>

下水道法の改正前	下水道法の改正(案)
<p>(排水に関する留意義務)</p> <p>第十一条 前条第一項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を利用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとつて最小限度の少い場所又は箇所及び方法を確保しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じ、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第三項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地</p>	<p>24 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十九号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはこれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。</p> <p>25 公共下水道管理者は、第一項ただし書の規定の実施のために必要であると認めるときは、浄化槽法の規定により浄化槽の設置に關して監督を行う標準排水処理(浄化槽を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長)に対し、当該浄化槽の設置の状況に関する情報の提供その他の必要な力を求めることができる。</p> <p>3 第一項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第三項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該</p>

下水道法改正案

下水道法の改正前	下水道法の改正（案）
<p>の占有者に届けなければならない。</p> <p>4 前項の規定により他人の土地を借用した者は、当該借用により他人に損失を与えた場合においては、その者に對し、通常生ずべき損害を賠償しなければならない。</p> <p>（水処理施設の改造義務等）</p> <p>第十一条の三 処理区域内において下水処理施設が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九條第二項において適用する同條第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水処理施設（汚水管が公共下水道に接続されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。</p>	<p>該土地の占有者に届けなければならない。</p> <p>（水処理施設の改造義務等）</p> <p>第十一条の三 処理区域内において下水処理施設が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第九條第二項において適用する同條第一項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から三年以内に、その便所を水処理施設（汚水管が公共下水道に接続されたもの（第十一條第一項の規定が適用される場合に限る。以下同じ。）に改造しなければならない。</p>

下水道法改正案

下水道法の改正前	下水道法の改正（案）
<p></p>	<p>（下水道法及び建築基準法の一部改正に関する経過措置）</p> <p>第二条 この法律による改正後の下水道法第十条（第三項及び第四項を除く。）の規定は、この法律の施行後に公示される公共下水道の排水区域について適用し、この法律の施行前の期日に公示された公共下水道の排水区域については、この法律による改正前の下水道法第十一條第一項の規定は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>一 前項の規定によりこの法律による改正前の「下水道法第十条第一項の規定が公示される効力を有する」とは、同項の規定が改定された後の法律による改正後の下水道法及び建築基準法の規定の適用は、この法律による改正後の下水道法第十一條第三項（第四項）（第十一條第一項及び同條の規定が適用される場合に限る。ただし、同項の規定が改定されたものを除く。）及び同法（第九）（第十）の改正後の規定が適用される場合に限る。）に改定されたものを指し、同項の規定が改定された後の法律による改正後の下水道法第十二條第一項（同項）及び同法（第九）（第十）の規定が適用される場合に限る。）に改定されたものを指し、必要が技術的調査又は改定されるものとする。</p>

浄化槽法の改正前	浄化槽法の改正案
<p>(浄化槽による処理施設)</p> <p>第三十条 何人も、終末処理下水道又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条に正しく処理施設として認定する場合は、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用下水道に放流してはならない。</p> <p>2 何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用するおし尿を公共用下水道等に放流してはならない。</p> <p>3 浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する義務及び定める規則を遵守しなければならない。</p> <p>第三十一条 何人も、専断と連結してし尿を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備又は施設として、浄化槽以外のもの(下水道法に規定する公共下水道及び下水道法に規定する下水道に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定による定められた計画に基づき町町村が設置したし尿処理施設を除く)を放流してはならない。ただし、下水道法第五十一条第一項に規定するし尿処理施設(同法第四十条第一項の規定により下水道又は下水道処理施設として指定された計画に基づき町町村が設置したし尿処理施設)内の処理施設としてし尿の処理する設備又は施設についてはこの限りでない。</p> <p>第三十二条 前項ただし書に規定する設備又は施設は、この法律の規定(前条第三項、前項及び第五十二条の規定を除く)の適用については、浄化槽とみなす。</p>	<p>第三十一条(し尿処理)</p> <p>第三十二条</p>

浄化槽法の改正前	浄化槽法の改正案
<p>2 第七条第三項の規定は、前項の次に掲げる場合について適用する。</p> <p>(廃止の理由)</p> <p>第十二条の二 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から二十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(保守点検又は清掃についての改善命令等)</p> <p>第十三条 都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽業者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理士に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に基づき浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理士に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、十日以内の期間を定め、当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(設備設置についての勧告及び命令等)</p> <p>第十三条の二 都道府県知事は、第十二条第一項の規定の施行に照し必要があると認めるときは、浄化槽業者に対し、前項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び勧告をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、浄化槽業者が第十二条第一項の規定を遵守していないと認められる場合において、生活環境の保全及び公衆</p>	<p>第十二条の二(し尿処理)</p> <p>第十三条の二(し尿処理)</p>

浄化槽法改正案

浄化槽法の改正前	浄化槽法の改正案
<p>附則（平成二十二年二月二日法律第一六〇号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律（第二号及び第三号を除く）は、平成二十二年六月一日から施行する。</p> <p>附則（平成二十二年六月二日法律第一〇六号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。 （既存単独処理浄化槽に係る経過措置等）</p> <p>第二条 この法律による改正前の浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽（し尿のみを処理するものに限る）であつてこの法律の施行の期日に設置され、若しくは設置の工事が行われているもの又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されたもの（以下「既存単独処理浄化槽」という）は、この法律による改正後の浄化槽法（以下「新法」という）の規定（第三条第二項の規定を除く）の適用については、新法第二条第一号に規定する浄化槽とみなす。</p> <p>第三条 既存単独処理浄化槽（新法第三条の第一項ただし書に規定する既設浄化槽又は既設に設置するものを除く）を使用する者は、新法第二条第一号に規定する浄化槽が公共用水域等に接続される前に処理されるようにするため、同号に規定する浄化槽の設置等に努めなければならない。</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第四号条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>（浄化槽法の改正に関する経過措置）</p> <p>第三条 この法律による改正前の浄化槽法第二条の第一項ただし書に規定する浄化槽又は既設するもの（し尿のみの浄化槽に限る）であつてこの法律の施行の期日に設置され、若しくは設置の工事が行われているもの又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されたもの（以下「既存単独処理浄化槽」という）は、この法律による改正後の浄化槽法（以下「新法」という）の規定（第三条第二項の規定を除く）の適用については、新法第二条第一号に規定する浄化槽とみなす。</p> <p>第四条 既存単独処理浄化槽（新法第三条の第一項ただし書に規定する既設浄化槽又は既設に設置するものを除く）を使用する者は、新法第二条第一号に規定する浄化槽が公共用水域等に接続される前に処理されるようにするため、同号に規定する浄化槽の設置等に努めなければならない。</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> <p>第四号条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（改正後の施行）</p> <p>第五号条 第三条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。</p> <p>第三条 既存単独処理浄化槽を使用する者は、新法第二条第一号に規定する浄化槽が公共用水域等に接続される前に処理されるようにするため、同号に規定する浄化槽の設置等に努めなければならない。</p>

理由

公共下水道の排水区域内において合併処理浄化槽で汚水を処理している場合について、浄化槽法の違反その他の事由により公共用水域の水質保全及び公衆衛生の見地から不適切な状態にある場合を除き、公共下水道への接続義務を免除するとともに、公共下水道の予定処理区域内における単独処理浄化槽の新設を禁止すること、浄化槽の保守点検、清掃及び定期検査の適正かつ確実な実施に係る都道府県の措置について規定すること等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建築基準法の改正前	建築基準法の改正(案)
<p>(便所)</p> <p>第三十一条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十八条第一号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所(汚水が下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第三号に規定する公共下水道に運送されたものに限る)以外の便所としてならない。</p> <p>2 便所から排出する汚物を下水道法第二十八条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、屎尿浄化槽(その構造が汚物処理性能(当該汚物を衛生上支障がないように処理するために屎尿浄化槽に必要とされる性能をいう)に關して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る)を設けなければならない。</p>	<p>(便所)</p> <p>第三十二条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十八条第一号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所(汚水が同条第三号に規定する公共下水道に運送されたもの又は浄化槽法(案)第一号に規定する浄化槽に運送されたもの(案)に限る)以外の便所としてならない。</p> <p>2 便所から排出する汚物を下水道法第二十八条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、屎尿浄化槽(その構造が汚物処理性能(当該汚物を衛生上支障がないように処理するために屎尿浄化槽に必要とされる性能をいう)に關して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る)を設けなければならない。</p> <p>(施行期日)</p> <p>第二十条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>

協会会議等のこよみ

平成23年 10月 12日

ㄥ 第25回全国浄化槽技術研究集会

13日

13日

ㄥ 建築総合展NAGOYA2011

15日

14日 浄化槽フォーラム in 蒲郡

23日 浄化槽管理士試験

27日 10月定例理事会

- ・新公益法人への移行について
- ・浄化槽法指定検査機関東海北陸ブロック協議会研修会について
- ・その他

11月 7日

ㄥ 浄化槽管理士講習会

19日

10日

ㄥ 浄化槽法指定検査機関東海北陸ブロック協議会 研修会

11日

24日 11月定例理事会

- ・平成23年度 中間決算について
- ・その他

市町村整備推進事業委員会

12月21日 12月定例理事会

- ・市町村整備推進事業委員会より
- ・その他

